

合併特例債について

Q 1 合併特例債とは？

A 1 市町村の合併の特例に関する法律^{*1}(昭和 40 年法律第 6 号)に規定されている地方債^{*2}で、合併した市町村だけが特例的に活用できます。

Q 2 合併特例債はどのような事業に活用できますか？

A 2 新市建設計画に位置付けた事業又は基金^{*3}の積み立てで、国に必要と認められたものに活用できます。

Q 3 合併特例債が、市町村合併のメリットと言われる理由は？

A 3 合併特例債は、充当率が 95%と高率で、元利償還金の 70%が地方交付税で措置されます。このため、国からの補助金や他の地方債と比べると財政的に有利になっています。

(例：A集会所を 1 億円で建設する事業)

【条件】

- ① 合併特例債での借入額＝1 億円×充当率(借入可能率)95%＝9 千 5 百万円
- ② 合併特例債は 10 年間かけて償還
(各年度の償還金：2 年目 1 千 5 百万円，3～10 年目 1 千万円)

(単位：万円)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	計
費用	①建設費	10000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10000
	②償還金	—	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	9,500
	計	10000	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	19,500
財源	③合併特例債	9,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,500
	④地方交付税 ＝②×70%	—	1,050	700	700	700	700	700	700	700	700	6,650
	⑤市費	500	450	300	300	300	300	300	300	300	300	3,350
	計	10000	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	19,500

- ・ A集会所を 1 億円で建設する際、6,650 万円は地方交付税で措置される。
- ∴このため、市が実際に負担する額は 3,350 万円となる。

***1 市町村の合併の特例に関する法律**

…この法律は、期限付きでその効力を失う時限立法である。現在の法律は「新法」と呼ばれ、平成 17～31 年度までの合併に対して効力を持っている。平成 16 年度に合併した江田島市は、昭和 40～平成 16 年度までの合併に効力のあった「旧法」に基づき合併している。「旧法」は廃止されているが、平成 16 年度末までに行われた市町村の合併については、期限後もなお「旧法」による効力を有すると規定されている。

***2 地方債** …地方公共団体が歳入不足を補うための金銭借入。いわゆる借金。

***3 基金** …地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産。

Q 4 これまでに江田島市では、合併特例債をいくら活用していますか？

A 4 江田島市では、平成 24 年度末までに合併特例債を約 32 億円（うち基金への積立額が約 23 億円）活用しています。

なお、江田島市が活用できる合併特例債の限度額は 153 億円で、これまでに約 21% を活用しています。

Q 5 合併特例債には活用期限がありますか？

A 5 平成 23 年度に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、それまで「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年間」とされていた活用期間が、「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 15 年間」に延長されました。これに伴い、江田島市の活用期限は平成 31 年度となっています。

Q 6 庁舎建設と合併特例債との関係は？

A 6 庁舎建設に対しては、国・県からの補助金制度はありません。このため、財源を一般単独地方債（充当率 70%、交付税措置なし）と市費（又は基金）で賄うこととなります。

しかし、合併市町村においては、公共的施設の統合整備事業などに合併特例債が活用できることとなっており、庁舎建設もその対象とされています。このため、多額な市費が必要となる庁舎建設について、合併特例債の活用を検討する市町村が多くなっています。

旧法：市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)
(地方債の特例等)

第 11 条の 2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- (1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- (2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- (3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第 241 条の規定により設けられる基金の積立て

2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附 則

(失効)

第 2 条 この法律(附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、附則第 5 条第 3 項、附則第 6 条、附則第 12 条並びに附則第 14 条の規定を除く。次項において同じ。)は、平成 17 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併については、この法律(第 5 条の 5 から第 5 条の 39 まで並びに次条及び附則第 2 条の 3 の規定を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成 18 年 3 月 31 日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限りでない。